





凡 例  
 ■ 形質変更時要届出区域  
 — 調査対象地境界

<起 点>  
 起点は、対象地の北端とする。

<格子の回転角度> 87°  
 格子の回転角度は、起点を通り東西方向及び南北の方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転した角度を示す。

二 形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

○宮城県告示第八号

自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第十一条第三十五項の規定に基づき、南三陸金華山国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例を次のように定める。

なお、地域を表示した図面は、宮城県庁（環境生活部自然保護課）、宮城県東部地方振興事務所、宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所及び宮城県気仙沼地方振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 清崎山地区（石巻市十八成浜字清崎山一ノ二番地一部の地域）

当該地区において行われる自然公園法施行規則（以下、「規則」という。）（第十一条第二十三項に規定する行為については、同項第四号の規定は、適用しない。

二 名足地区（南三陸町歌津字北の沢の一部の地域）

当該地区において行われる規則第十一条第四項本文及び第九項本文に規定する行為については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中段に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

なお、当該地区においては、規則第十一条第四項第七号、第九号及び第十号並びに同条第九項第四号及び第五号並びに同条第二十三項第二号及び第二号の二の規定は、適用しない。

規 則	読み替え前	読み替え後
第十一条第四項第二号	二階建	四階建
第十一条第四項第四号	十メートル	十五メートル
第十一条第四項第五号	千平方メートル	百六十平方メートル
第十一条第四項第五号	二百五十平方メートル	百平方メートル
第十一条第四項第六号の表中「第三種特別地域」の中欄	二十八パーセント	四十八パーセント

「第十二条第四項第六号の表中「第三種特別地域」の下欄	六十パーセント	百パーセント
第十一条第九項第三号	千平方メートル	百六十平方メートル
第十一条第九項第七号口	千平方メートル	百六十平方メートル

○宮城県告示第九号

平成十二年宮城県告示第千二百九十七号(南三陸金華山国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例)は、廃止する。

平成二十五年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第十一項の規定により、次のとおり指定管理者による管理の業務の一部の停止を命じた。

平成二十五年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県民の森

二 指定管理者の名称及び所在地

特定非営利活動法人宮城県森林インストラクター協会

宮城県利府町神谷沢字広畑六番地四十

三 管理の業務の停止の内容

宮城県民の森の管理の業務のうち中央記念館、森林学習展示館(一号館)、森の学び舎展示棟を一般県民の利用に供する業務の停止

四 停止の期間

平成二十五年一月四日から平成二十五年二月二十八日まで

○宮城県告示第十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)(第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)(第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十五年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社東部環境

2 所在地 宮城県東松島市大曲字南浜一番地四

3 代表者の氏名 代表取締役 工藤豊和

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県東松島市大曲字南浜一番四、一番六、一番十、一番十一

三 産業廃棄物処理施設の種類

廃プラスチック類の破碎施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類

五 申請年月日

平成二十四年十二月四日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 東部保健福祉事務所(石巻保健所)

2 縦覧期間 平成二十五年一月十一日から平成二十五年二月十一日まで(午前八時三十分から午後五時十五分まで)

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十五年二月二十五日

2 提出場所 東部保健福祉事務所(石巻保健所)

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに対象施設の名称(日本語により記載すること。)

○宮城県告示第十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)(第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)(第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十五年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社東部環境

2 所在地 宮城県東松島市大曲字南浜一番地四

3 代表者の氏名 代表取締役 工藤豊和

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県東松島市大曲南浜一番四、一番六、一番十、一番十一

三 産業廃棄物処理施設の種類

廃プラスチック類の破砕施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類

五 申請年月日

平成二十四年十二月四日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 東部保健福祉事務所(石巻保健所)

2 縦覧期間 平成二十五年一月十一日から平成二十五年二月十一日まで(午前八時三十分から午後五時十五分まで)

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十五年二月二十五日

2 提出場所 東部保健福祉事務所(石巻保健所)

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに対象施設の名称(日本語により記載すること。)

○宮城県告示第十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。)(第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)(第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供

する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十五年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社東部環境

2 所在地 宮城県東松島市大曲字南浜一番地四

3 代表者の氏名 代表取締役 工藤豊和

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県東松島市大曲南浜一番四、一番六、一番十、一番十一

三 産業廃棄物処理施設の種類

廃プラスチック類の破砕施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類

五 申請年月日

平成二十四年十二月四日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 東部保健福祉事務所(石巻保健所)

2 縦覧期間 平成二十五年一月十一日から平成二十五年二月十一日まで(午前八時三十分から午後五時十五分まで)

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十五年二月二十五日

2 提出場所 東部保健福祉事務所(石巻保健所)

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに対象施設の名称(日本語により記載すること。)

○宮城県告示第十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)(第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)(第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)(の規定により、指定介護機関として次のとおり指定

した。

平成二十五年一月十一日

一 訪問介護

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ここみヘルパーステーション城南	多賀城市城南二丁目十五番十七号	株式会社ここみケア	仙台市青葉区中央二丁目九番二十七号	平成二十四年十一月一日

二 訪問入浴介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
セントケア大原	柴田郡大原町字町五十五番地二号サウスロア ヴェール店舗一〇一号室	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町二丁目十一番十一号	平成二十四年十一月一日

三 居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
仙台調剤薬局多賀城店	多賀城市高橋四・二一・四	株式会社仙台調剤	仙台市泉区泉中央二丁目二十九番地の七ウイング二 十一医療ビル三階	平成二十四年十一月一日

四 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
リハビリステーション城南	多賀城市城南二丁目十五番十七号	株式会社ここみケア	仙台市青葉区中央二丁目九番二十七号	平成二十四年十一月一日
デイサービスセンター虹の丘	栗原市若柳武鎗字南下土手百八番地一	株式会社マイホーム	栗原市若柳武鎗字上土手ノ内百五十一番地二	平成二十四年十二月一日

五 短期入所生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
特別養護老人ホームにしの	登米市米山町西野字古館廻八番地二	社会福祉法人樂特会	登米市米山町字桜岡貝待井三十四番一	平成二十四年十一月二十一日

六 認知症対応型共同生活介護



## 十二 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
仙台調剤薬局多賀城店	多賀城市高橋四・二十一・四	株式会社仙台調剤	仙台市泉区泉中央三丁目二十九番地の七ウイング二十一医療ビル三階	平成二十四年十一月一日

## 十三 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
リハビリステーション城南	多賀城市城南二丁目十五番十七号	株式会社こみケア	仙台市青葉区中央二丁目九番二十七号	平成二十四年十一月一日
デイサービスセンター虹の丘	栗原市若柳武鎗字南下土手百八番地一	株式会社マイホーム	栗原市若柳武鎗字上土手ノ内百五十一番地二	平成二十四年十二月一日

## 十四 介護予防認知症対応型通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
せんだんの杜ものつ通所介護事業所	石巻市桃生町中津山字八木四十六番地三	社会福祉法人東北福祉会	仙台市青葉区国見ヶ丘六丁目百四十九番地一	平成二十四年九月二日

## 十五 介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
グループホームこささいむら青葉	石巻市門脇字青葉西百六番地一	株式会社こみケア石巻	石巻市幸町八番二十四号	平成二十四年十一月一日

## ○宮城県告示第十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十五年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
--------	---------	--------	---------	-------

旧	ジェイエイ仙南サービス角田介護支援センター	角田市角田字町三十
新	ジェイエイ仙南サービスジェイエイ介護支援センター	角田市岡字小土浮一

株式会社ジェイエイ仙南サービス	柴田郡大河原町字甲子町二番地四	平成二十四年四月一日
-----------------	-----------------	------------

○宮城県告示第十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。  
平成二十五年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四五・五〇〇五〇八	事業所の名称及び所在地	放課後ケアいちばん星大崎市古川中里五丁目六・三十二	指定障害児通所支援の種類	児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援	設置者名	特定非営利活動法人輝らら会	指定年月日	平成二十五年一月一日
-------	------------	-------------	---------------------------	--------------	----------------------------	------	---------------	-------	------------

○宮城県告示第十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。  
平成二十五年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四五〇五〇〇三四三	事業所の名称及び所在地	オレンジキッズ 気仙沼市三日町二・二・十五	廃止した指定障害児通所支援の種類	児童発達支援	設置者名	特定非営利活動法人ネットワークオレンジ	廃止年月日	平成二十五年一月十日
-------	------------	-------------	-----------------------	------------------	--------	------	---------------------	-------	------------

○宮城県告示第十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。  
平成二十五年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四二二二〇〇四〇五	事業所の名称及び所在地	特別養護老人ホームせくれSecur登米市追町新田字狼ノ欠二十番四百二十	指定障害福祉サービスの種類	短期入所	設置者名	社会福祉法人ふれあいの里	指定年月日	平成二十五年一月一日
〇四二二六〇〇二四	海人の里 宮城県利府町赤沼字須加百十六番地	就労継続支援A型	特定非営利活動法人利府の杜	平成二十五年一月一日					

○宮城県告示第十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下、「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。  
平成二十五年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区名称	区域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第一区	平成十九年宮城県告示第三十八号（漁業災害補償法に基づき漁業加入区の設定）	平成二十四年十二月二十五日	気仙沼市長磯浜七十七小野寺清繁 気仙沼市岩月宝ヶ沢四十五・一・三 鈴木 修治	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）第十八条の四に規定するわかめ養殖業	九十五人

○宮城県告示第二十号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。



平成二十五年一月十一日

一 認証食品

十三	仙台牛	株式会社つかさ屋 代表取締役 庄司征 市	株式会社つかさ屋 生	仙台市青葉区栗生二丁目二番 二号
十四	仙台牛	株式会社つかさ屋 代表取締役 庄司征 市	株式会社つかさ屋大 和町店	仙台市若林区大和町四丁目十 八番地の十二
八十七	仙台牛	株式会社つかさ屋 代表取締役 庄司征 市	株式会社つかさ屋東 仙台店	仙台市宮城野区燕沢東一丁目 六・三十三
八十九	仙台牛	株式会社つかさ屋 代表取締役 庄司征 市	株式会社つかさ屋い ずみパークタウン高 森店	仙台市泉区高森一丁目一番百 九十
二百一	仙台牛	株式会社つかさ屋 代表取締役 庄司征 市	株式会社つかさ屋栗 生泉パークタウン タビオ店	仙台市泉区寺岡六丁目五・一

二 認証年月日

平成二十四年十二月二十六日

○宮城県告示第二十一号

宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十五年一月十一日

一 認証食品

百六十	ジャム類	鎌戸啓子	製造業者の名称 夏そら工房	製造所等の所在地 巨理郡巨理町吉田字作田七十 八・一
二百三	ジャム類	鎌戸啓子	製造業者の名称 夏そら工房	製造所等の所在地 巨理郡巨理町吉田字作田七十 八・一

二 認証年月日

平成二十四年十二月二十六日

○宮城県告示第二十二号

宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十五年一月十一日

一 認証食品

七十四	果実等飲 料	申請者の氏名 仙台農業協同組合 代表理事 組合長 高 野秀策	製造業者の名称 神宮寺りんご加工婦 人部 田所食品株式会社	製造所等の所在地 巨理郡巨理町逢隈神宮寺字竹 の花百七十五・二 巨理郡山元町山寺字高地七
-----	-----------	---	--	---

二 認証年月日

平成二十五年一月四日

○宮城県告示第二十三号

県営土手外地区土地改良事業(農地整備事業(経営体育成型))変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十五年一月十一日から平成二十五年一月十二日まで

三 縦覧場所

松島町役場

○宮城県告示第二十四号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十五年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

宮城県松島町手樽字茨崎一九の二、二二の二、二二の五

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 次のとおりは、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び松島町役場に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第二十五号  
 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成二十五年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第二十六号  
 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第一項の規定により、次のとおり建築士事務

免許取消年月日	氏 名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消しの理由
平成二十四年十二月二十八日	遠藤 隆夫	二級建築士	第七千八百六十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

所の登録を取り消した。

平成二十五年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 監督処分年月日

平成二十四年十二月二十八日

二 建築士事務所の名称及び所在地等

建築士事務所の名称及び所在地	開設者の名称及び代表者の氏名	一級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	建築士事務所の登録番号
有限会社遠藤測量設計事務所 仙台市青葉区愛子東三丁目三番二一号	有限会社遠藤測量設計事務所 代表取締役 遠藤勝之助	二級建築士事務所	第〇九七二〇〇五号
今藤二級建築士事務所 加美郡加美町字原反目北三〇	今藤秀樹	二級建築士事務所	第〇八八二〇〇九号
松川二級建築士事務所 石巻市大字鮎川浜字鬼形山四三〇	松川 永	二級建築士事務所	第〇八〇二〇一一号
有限会社イムズ二級建築士事務所 仙台市青葉区上杉一丁目十五番三三号	有限会社イムズ 代表取締役 木村治	二級建築士事務所	第〇八二二〇一五号
スケープデザイン株式会社 仙台市青葉区東勝山三丁目二九番三三号	スケープデザイン株式会社 代表取締役 遠藤隆夫	二級建築士事務所	第〇八二二〇三二号
SHIN建築設計事務所 栗原市若柳字上畑岡二四	二階堂信吾	二級建築士事務所	第〇七二二〇一七号
株式会社ライトホーム二級建築士事務所 仙台市泉区松森字斎兵衛二番地の二	株式会社ライトホーム 代表取締役 藤澤純	二級建築士事務所	第〇八二二〇三三号

三 監督処分の内容

登録の取消し

四 監督処分の原因となった事実

建築士法第二十六条第一項第一号に該当するため。

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。  
平成二十五年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 緊急時連絡網装置賃借業務 一式  
二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県環境生活部原子力安全対策課 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十四年十二月二十六日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 リコーリース株式会社 東京都江東区東雲一丁目七番十二号

五 落札金額 一億二千七百二十万四千四百円(消費税及び地方消費税を含む。)

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十四年十二月十一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十五年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件の名称及び数量 宮城県産業技術総合センターで使用する電気

年間約二百七十七万七千二百七十七キロワット時

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

4 履行場所 仙台市泉区明通二丁目二番地 宮城県産業技術総合センター

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者であること。

3 2以外の者で開札時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 公告の日から開札の日まで宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

5 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)(第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。))の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員等若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。))又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

6 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三条第一項により一般電気事業者の許可を受けている者、又は同法第十六条の二第一項により特定規模電気事業者の届出を行っている者であること。

7 入札に参加を希望する者は、6に掲げる事項を証する書類を平成二十五年二月一日(金)午後五時までに三の1の場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五)へ平成二十五年一月三十一日(木)午後五時までに

に提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県行政庁舎十四階 宮城県経済商工観光部新産業振興課新産業支援班

(担当) 狩野 嘉孝 電話〇二二・二二一・二七二二)

2 入札説明書及び仕様書の交付期限

平成二十五年一月二十五日(金)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十五年一月二十四日(木)までに1あて申し出ること。

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十五年二月一日(金)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

平成二十五年二月二十一日(木)午後五時まで(郵送により提出する場合は二重封筒とし、外封筒に入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること。)ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時までに開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所

平成二十五年二月二十二日(金)午前十時 宮城県行政庁舎十四階経済商工観光部会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第百十三条及び百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する

消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするこの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Items/Service Required: Electrical power for Miyagi Prefectural Industrial Technology Institute - 2,070,172 kWh/year

2 Period of Contract: From April 1, 2013 to March 31, 2016

3 Dead line for Bid (in person) and place: February 22, 2013, 10:00 a.m., Meeting room (14F)

Commerce, Industry and Tourism Department, Miyagi Prefectural Government Office Building

4 Deadline for Bid (by mail): February 21, 2013, 5:00 p.m.

5 Contact Person: Yoshitaka Kano, New Industry Support Sector, New Industry Promotion Division Commerce, Industry and Tourism Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan TEL: 022-211-2722

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる  
区域の名称  
亘理郡亘理町達限中泉字沼添二十四番一、二十六番三、二十八番四の一部、四十二番三の一部及び四十二番三地先の道の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
亘理郡亘理町達限十文字字竹の内九十九番地

藤本建設株式会社東北支店

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十五年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
巨理郡巨理町字東郷百七十二番一、百七十二番二及び百七十三番
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
仙台市青葉区本町二丁目五番三十一号  
株式会社ホットハウス

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十五年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
十三番三及び十四番地先水路  
牡鹿郡女川町鷺神浜字鷺神百六十二番地の十八  
牡鹿郡女川町鷺神浜字鷺神百六十二番地十八  
有限会社渡邊商店  
牡鹿郡女川町鷺神浜字鷺神百六十二番地十八  
渡邊 俊季
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。  
平成二十五年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品の名称及び数量 A重油（JIS一種一号） 百八十キロリットル
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十四年十二月十八日
- 四 落札者の名称及び所在地 白福商事株式会社 宮城県気仙沼市魚町二丁目四番十一号
- 五 落札金額 一千四百七十六万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札  
七 入札の公告を行った日 平成二十四年十二月二十日

### 教育委員会

○宮城県教育委員会告示第一号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。  
平成二十五年一月十一日

宮城県教育委員会

委員長 庄 子 晃 子

一 日時 平成二十五年一月十七日 午後一時三十分

二 場所 教育委員会会議室

三 傍聴者の定員 十二人

四 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。  
五 問い合わせ先  
仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二・二二一・三六一一）